

# 雲南市事業継続支援事業

## 市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、外出自粛などにより、依然として消費活動の低迷が続いております。

そこで、特にこの影響を受けていらっしゃる飲食、宿泊業をはじめとした市内の事業者の皆様の事業継続に少しでも役立てていただくため本給付金を創設いたしました。

収束が見通せない状況ではございますが、引き続き事業活動にご精励になり、早く地域経済の活力がとり戻せるよう市としても尽力してまいります。

雲南市長 石飛 厚志

## 雲南市事業継続支援事業給付金

### 対象事業者

- ① 飲食・宿泊サービス・旅客運送業を営む事業者
- ② ①以外の業種で令和2年度中に新型コロナ関連融資を受けるためセーフティネットの認定等を受けた事業者

### 給付要件

上記①または②の対象事業者で令和3年1月から3月のうち1ヶ月の売上が対前年または前々年の同月比で20%以上売上が減少した事業者

### 給付金額

- ・売上が20%以上50%未満減少 **20万円**
- ・売上が50%以上減少 **50万円**

### 給付加算

- ・市内で複数店舗を経営している事業者 **20万円**
- ・常時雇用従業員5人以上10人未満 **10万円**
- ・常時雇用従業員10人以上 **20万円**

### 留意事項

必要書類、申請要件などについては裏面をご確認ください

## ■申請受付期間

**令和3年6月30日まで**

事前相談・お申込みについては事前に下記の相談窓口までお電話ください。

### ■相談窓口

- ・雲南市役所 商工振興課[3階] TEL 0854-40-1052
- ・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405

申請書様式以外に以下の書類をご準備ください。

### ☆売上の確認資料

- ・令和3年の1月から3月の売上がわかる書類の写し(売上台帳等)
- ・前年または前々年の同月の売上がわかる書類の写し(申告書や売上台帳等)
- ・上記をもとにした売上高等確認表(参考様式)

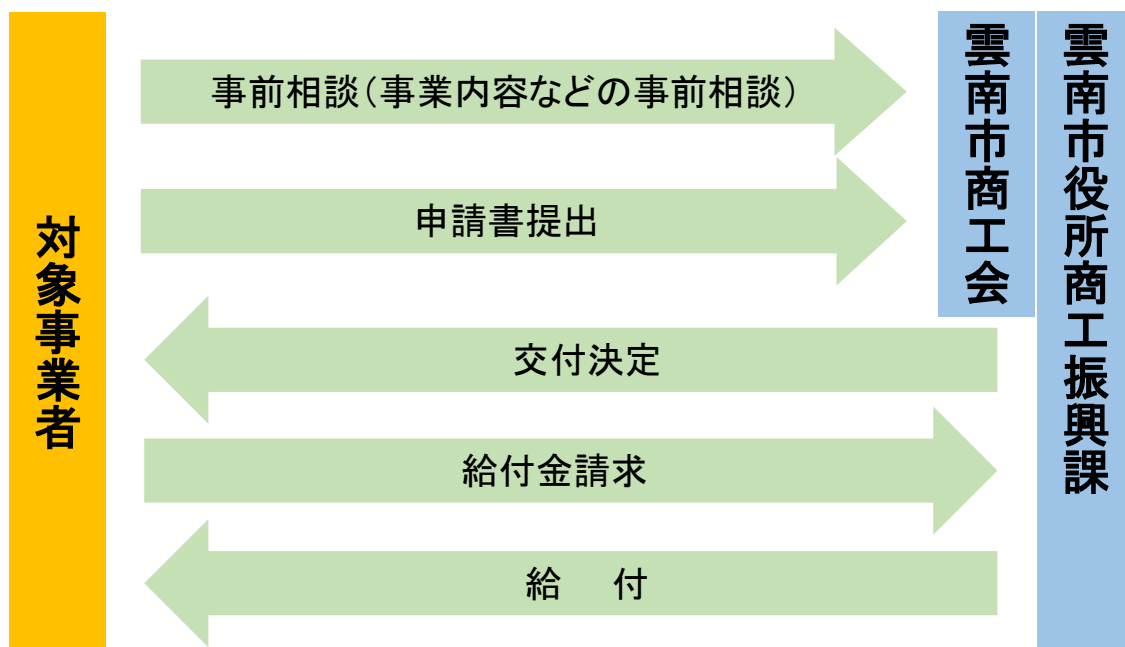
### ☆店舗の確認資料

- ・宿泊業営業、飲食店営業、旅客運送業の許可書、定款等の写し
- ・複数店舗の存在が確認できる書類の写し  
(定款や許可書、パンフレット、ホームページ等の写し)
- ・店舗の写真等

### ☆従業員数の確認資料

- ・申請時点の従業員名簿(勤続年月)や申告書(給与賃金内訳、月数)、保険等加入届等の写し
- ・上記をもとにした従業員数証明(参考様式)

## 申請の流れ



**事前相談・お申込みについては事前に下記の相談窓口までお電話ください。**

#### ■相談窓口

- ・雲南市役所 商工振興課[3階] TEL 0854-40-1052
- ・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405

本件に関するお問い合わせ先 : 雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052  
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 3階

## 申請者向けQ&A

Q1、複数の業種の事業を行っている場合の売上の確認方法は？

A1、

- ・①飲食・宿泊サービス・旅客運送業はその業態部分の売上で比較します。
- ・②セーフティネットの認定等を受けた事業者は全体の売上で比較します。
- ・①及び②に該当する事業者はどちらか一方で比較し申請いただきます。

Q2、令和2年中に開業した場合はどのように売上を比較するのか？

A2、

- ・令和2年中に開業された場合は令和2年中の各月の売上の平均と令和3年1月から3月の売上の平均と比較して減少率を確認します。

Q3、加算対象の複数店舗とは？

A3、

- ・市内に複数店舗をだされている場合、対象となります。(市外は対象外)
- ただし、店舗とは飲食店舗や営業所など来客、サービスの受付が主たる施設で例えば事務所と工場のような場合は該当しません。
- ・市外の店舗は加算対象となりません。
- ・屋外でのテント販売や、移動販売等、販売場所が特定できない常設ではない店舗は加算対象となりません。

Q4、加算対象の従業員数とは？

A4、

- ・申請時点で対象の店舗で以下のように継続的に雇用されている従業員が対象です。
- ①期間の定めなく雇用されている者
- ②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者、または雇い入れから1年以上引き続き雇用されると見込まれるもの(専従者含)

(一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用されるものであってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者)  
ただし、事業主、役員は除きます。